

令和4年台風15号で

被災された中小企業者等の皆様へ

令和4年9月23日から24日にかけての台風15号で被害を受けた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

被災された市内に所在する中小企業者等の皆様への支援事業のご案内です。

支援対象者 * 所有又は使用する建物の罹災証明書の発行を受けた中小企業者等が前提となります。

◆ 次の全てを満たす中小企業等（個人事業主含む）

- (1) 令和4年9月23日時点において営業の実態があり、復旧後も引き続き営業を継続する意思があること。
- (2) 営業に必要な許認可等を受けていること。
- (3) 市内に建物を所有又は使用し、事業の用に供する建物等に対して、災害対策基本法に定める罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付を受けていること。
- (4) 暴力団排除に関する事項に該当しないこと。
- (5) 国、地方公共団体、公共法人、政治団体、宗教団体、大企業、みなし大企業でないこと。
(※中小企業基本法及び中小企業等協同組合法に規定する団体、非営利法人も対象となります。)

支援内容

一事業者 10万円

必要書類

- ① 被災中小企業等支援金交付申請書
- ② 罹災証明書（主に非住家用、写し可）
- ③ 誓約書
- ④ 請求書
- ⑤ 口座が確認できるもの（通帳の写し等）

※①③④の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。



URL:https://www.city.shizuoka.lg.jp/381_000174.html

※必要に応じて、他に書類を求める場合があります。

受付期間

令和4年10月26日（水）～

提出方法

① **電子申請** 以下のURLから、申し込みフォームにて申請してください。
URL : <https://logoform.jp/f/LakyN>



（電子申請QRコード）

② **郵送** 必要書類を以下の送付先にご郵送ください。
【送付先】〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8

静岡市被災中小企業等支援金支給チーム（商業労政課内）宛て

③ **持参** 以下の窓口でも申請を受け付けています。混雑を避けるため、可能な限り①②の提出方法でお願いいたします。

- ・葵区被災者支援窓口（静岡庁舎新館 1階ロビー）【平日】
 - ・駿河区被災者支援窓口（駿河区役所 3階）【平日】
 - ・清水区被災者支援窓口（静岡市清水産業・情報プラザ 2階）【平日・土日祝】
- ※なお、被災者支援窓口は、開設期間の令和4年11月中旬頃まで（延長短縮される場合あり）
- ・静岡市被災中小企業等支援金支給チーム（商業労政課内）【平日】
- ※【平日】 午前8時30分～午後5時15分
【土日祝】 午前9時～午後4時

問合せ

ご不明点等は、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。
静岡市被災中小企業等支援金支給チーム（商業労政課内）

専用ダイヤル：054-354-2672（平日 午前8時30分～午後5時15分）

※ 申請者が所有又は使用する建物が、令和4年台風15号によって被災した場合に限ります。

※ 住家に対する災害見舞金の支給については、各区役所の地域総務課へお問合せください。